



この欄は書かないでください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	整理番号
年 月 日			青・白		

平成22年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長 _____ 住所 _____ 職業 _____
(又は事業所・事務所・居所など)

年 月 日提出 氏 名 _____ 電話番号 _____

平成22年分の予定納税額について下記のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円
予 定 納 税 額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	

- 「通知を受けた金額」欄には、「平成22年分所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
- 「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(38の金額)」、「予定納税額(39、40の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)。
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他(業況不振、扶養親族・障害者等の増加など)
- 減額申請の具体的理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

- 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する証拠書類の名称を書いてください。)

(1)..... (3).....
 (2)..... (4).....

申告納税見積額等の計算書(書き方は裏面を参照してください。)

平成22年分の所得金額の見積額	営業等・農業	①	申請金額 円
	不動産	②	
	利子	③	
	配当	④	
	給与	⑤	
	雑	⑥	
	総合譲渡・一時	⑦	
	合計	⑧	
		⑨	
		⑩	
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑪	申請金額
	医療費控除	⑫	
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寄附金控除	⑯	
	障害者・寡婦・ 障害者・勤労学生	⑰	
	配偶者控除	⑱	
	配偶者特別控除	⑲	
	扶養控除	⑳	
	基礎控除	㉑	
	合計	㉒	

課税される所得金額	⑧に対する額	㉓	申請金額 円
	⑨に対する額	㉔	
	⑩に対する額	㉕	
	上の㉓に対する税額	㉖	
	上の㉔に対する税額	㉗	
	上の㉕に対する税額	㉘	
	合計	㉙	
	配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉚	
	政党等寄附金特別控除	㉛	
	住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・ 認定長期優良住宅新築等特別税額控除	㉜	
電子証明書等特別控除	㉝		
差引所得税額(㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞) (赤字のときは0と書いてください。)	㉞		
災害減免額、外国税額控除	㉟		
源泉徴収税額	㊱		
申告納税見積額(㉞-㉟-㊱) (15万円未満のときは0と書いてください。)	㊲		
予 定 第 1 期 分	㊳		
納 税 額 第 2 期 分	㊴		

- ご注意
- この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。
 - 予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
 - 変動所得・臨時所得のある方は税務署におたずねください。

税 理 士
署 名 押 印
(電話番号)

裏面の1の(4)を読んでください。

千円未満の端数は切り捨ててください。

百円未満の端数は切り捨ててください。

㊲

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑩欄

6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成22年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

(1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。

※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。

(2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として「平成22年分所得税の予定納税について」の「平成22年分給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。

(3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

(4) 「⑨、⑩」の各欄……次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。

- イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」
- ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」
- ハ 分離課税の株式等の譲渡所得等……「株式等の分離譲渡等」
- ニ 分離課税の上場株式等の配当所得……「上場株式等の分離配当」
- ホ 分離課税の先物取引の事業所得又は雑所得……「先物取引の分離雑等」
- ヘ 山林所得……「山林」

2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑭欄

6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成22年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」⑮～⑲欄

(1) 「上の⑳に対する税額」⑮欄……「平成22年分所得税の予定納税について」の「平成22年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

(2) 「上の㉑に対する税額」⑰欄 } ……1の(4)の所得がある場合に、次に
「上の㉒に対する税額」⑱欄 }
より求めたこれらの課税所得金額（㉑、㉒の各種の金額）に対する税額を書きます。

イ 課税分離短期譲渡に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離短期譲渡所得金額} \times 30\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。

ロ 課税分離長期譲渡に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離長期譲渡所得金額} \times 15\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。

ハ 株式等の課税分離譲渡等に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$(イ) \text{ 株式等の課税分離譲渡所得等の金額 (未公開分)} \times 15\%$$

$$(ロ) \text{ 株式等の課税分離譲渡所得等の金額 (上場分)} \times 7\%$$

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、(イ)により計算します。

ニ 上場株式等の課税分離配当に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税分離配当所得の金額} \times 7\%$$

ホ 先物取引の課税分離雑等に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{先物取引の課税分離雑所得等の金額} \times 15\%$$

ヘ 課税山林に対する税額……「平成22年分所得税の予定納税について」の「平成22年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

4 「配当控除、投資税額等の控除」⑳欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

(1) 配当控除……「㉓の金額 + 課税分離短期譲渡 + 課税分離長期譲渡 + 株式等の課税分離譲渡等 + 上場株式等の課税分離配当 + 先物取引の課税分離雑等」の金額が、

イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額 \times 10%」になります。

㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、計算が複雑ですから、税務署におたずねください。

ロ 1千万円を超える場合……税務署におたずねください。

(2) 投資税額等の控除……税務署におたずねください。

5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉑欄、「政党等寄附金特別控除」㉒欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除」㉓欄、「電子証明書等特別控除」㉔欄……税務署におたずねください。

6 「災害減免額、外国税額控除」㉕欄……該当する文字を○で囲んだ上、減免額及び控除額の合計額を書きます。

7 「源泉徴収税額」㉖欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する源泉徴収税額の見積額の合計額を書きます。

8 「予定納税額」㉗、㉘欄

(1) 7月減額申請の場合

「第1期分」㉙欄 } ……それぞれ「申告納税見積額」㉚の金額の3分の
「第2期分」㉚欄 } 1に当たる金額を書きます。

(2) 11月減額申請の場合

「第1期分」㉙欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。

「第2期分」㉚欄……「申告納税見積額」㉚ - 「第1期分」㉙ $\times \frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。

ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉚の金額の2分の1に当たる金額を書きます。

● 申告納税見積額等の計算は、平成22年分の所得税に適用される税法を基として行うことになります。

なお、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。